

治 癒 証 明 書

主 治 医 様

お手数ですが、ご記入をお願いいたします。

愛知産業大学三河中学校

年 組 番

氏 名

出席停止の理由

(診 断 名)

出席停止期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

上記の通り、証明いたします。

平成 年 月 日

医療機関名

および

医師氏名

印

出席停止扱いの感染症について

学校保健安全法により感染症に生徒がかかった場合、本人の休養のため、そして他人への蔓延、流行を防ぐために出席停止の措置をとることになっています。万一、下記の感染症と医師から診断された場合は、出席停止期間の基準を参考にご家庭でゆっくり休養させてください。なお治癒後、担当医師からの「診断書」または「治癒証明書」を学級担任へ提出してください。

1. 学校において予防すべき感染症と出席停止期間の基準

	病名	出席停止期間
第 1 種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群 (ベータコロナウイルス族SARSコロナウイルス)	
	中東呼吸器症候群 (ベータコロナウイルス族MERSコロナウイルス)	
	特定鳥インフルエンザ (H5N1及びH7N9)	
第 2 種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼児にあつては3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第 3 種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

2. 注意

- ・「診断書」または「治癒証明書」に出席停止期間が記入されていることを確認してください。
- ・出席停止期間は、欠席扱いにはなりません。
- ・「治癒証明書」は学校所定の用紙ですが、診断書となるため、文書料が発生することがあります。